

I T を活用した循環型地域づくり基盤整備事業 40百万円（44百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の必要性・概要

電子マニフェストは、平成9年の廃棄物処理法の改正により、紙マニフェストに加えて導入されたもので、紙マニフェストに比べ、排出事業者・処理業者によって情報管理の合理化につながることや、偽造が難しく行政の監視業務の合理化になる等のメリットがある一方で、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の三者全てが社内管理体制を電子マニフェスト対応に切り替えなければならないことやマニフェストの使用件数の少ない事業者にとっては電子化の負担が大きいことなど、その普及が進みにくい要因もあり、平成25年度末の電子マニフェスト普及率は約35%にとどまっている。

環境省では、平成25年10月に平成28年度の普及率50%を目標とした「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定したところであり、ロードマップに基づき、普及促進のための各種事業とシステムの機能強化を行うことにより、更なる電子マニフェストの普及を図ることを目的とするものである。

2. 事業計画（業務内容）

（1）電子マニフェストシステムの機能強化

電子マニフェストシステムの利便性向上のため、既に主流となっているスマートフォンやタブレット端末でシステムを操作し、検索、修正、参照等の機能に対応させるための調査検討及びシステム開発を行う。

（2）電子マニフェストの普及啓発

電子マニフェストのメリット、運用方法について関連事業者に十分周知するための電子マニフェスト研修会、及び電子マニフェストの既加入者や今後加入を検討している者を対象とした操作説明会を開催する。

3. 施策の効果

○電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップの達成目標である平成28年度の普及率50%に向け、電子化の推進を行うことができる。

○マニフェストの電子化の推進により、廃棄物処理システムの透明化、法令遵守の徹底等が可能となり、マニフェスト制度の目的である排出者責任の確保及び不法投棄の未然防止に寄与する。

ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業

平成27年度予算(案)額40百万円(44百万円)

目的

情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、不適正処理の原因究明の迅速化、法令遵守の徹底が可能となる等などメリットの大きい電子マニフェストについて、「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、普及促進を図り、廃棄物の適正処理の確保を図る。

事業の概要

①電子マニフェストシステムをスマートフォン、タブレット端末に対応させるための機能開発



利便性の改善及び利用者サービスの向上により、システムの利用及び加入のインセンティブを高め、利用件数の拡大に繋がる。

②電子マニフェスト研修会、操作説明会の開催



電子マニフェストのメリットや運用方法の周知ができ、また、加入を検討している事業者に対して、操作を体験してもらう機会を提供できる。



施策の効果

電子化の推進により、排出者責任の確保及び不法投棄の未然防止に寄与

電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ策定(平成25年10月)

平成28年度 普及目標 50%

